

食品安全委員会（第675回会合）議事概要

日 時：平成29年11月28日（火） 14：00～14：53

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 0名、行政機関 1名、一般 3名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 4品目

- | | |
|--------------|---------------|
| [1] テトラコナゾール | [2] ピコキシストロビン |
| [3] ピリベンカルブ | [4] フルピリミン |

・動物用医薬品 1品目 スペクチノマイシン

→厚生労働省から説明。

農薬「テトラコナゾール」について、現時点で評価結果に影響を及ぼす可能性があるため、農薬専門調査会で調査審議することとなった。

農薬「ピコキシストロビン」及び「ピリベンカルブ」について、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

動物用医薬品「スペクチノマイシン」について、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨をリスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

農薬「フルピリミン」について、農薬専門調査会で審議することとなった。

（2）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「ペグボビグラスチムを有効成分とする牛の免疫賦活剤（イムレスター）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→吉田委員及び事務局から説明。

ペグボビグラスチムの評価書について改訂し、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

また、イムレスターについては、取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「フルメキン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→山本委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬及び添加物「フルジオキシニル」に係る食品健康影響評価について

→吉田委員及び事務局から説明。

「フルジオキシニルの一日摂取許容量(ADI)を0.33mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を2.5mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「[モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「([モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエン)の一日摂取許容量(ADI)を0.013mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシMZIR098系統(食品)」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「(コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシMZIR098系統(食品))」については、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシMZIR098系統(飼料)」に係る食品健康影響評価について

→山添委員及び事務局から説明。

「(コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシMZI098系統(飼料))」については、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)に通知することとなった。